



教職大学院を修了し教師になると 奨学金の返還が免除になる制度が あります

- 教職大学院を修了して教師等になった場合、大学院在学中に貸与された**日本学生支援機構第一種奨学金**（月額最大88,000円※）の返還が**全額免除**される制度があります。

※金額は、令和6年8月27日時点の金額です。

対象者・条件

- 教職大学院に在籍して教員採用選考等に合格し、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者。
なおかつ、その後、現に大学院修了の翌年度に正規教員として在職していることを確認できた者。
- 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含む。

対象となる学校種

- 学校教育法第1条に規定する**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校**
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する**幼保連携型認定こども園**

※公立学校だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。

- 制度の詳細は、文部科学省のホームページ(QRコード)をご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/houkoku/mext_02745.html)



【お問い合わせ先】

滋賀大学学生支援課学生支援係
☎0749-27-7530

✉seikatsu@biwako.shiga-u.ac.jp

滋賀大学教育学部学生・就職支援係
☎077-537-7708

✉soudan@edu.shiga-u.ac.jp